

事務連絡
平成 30 年 9 月 28 日

居宅介護支援事業所 各位

釧路市福祉部介護高齢課

訪問介護（生活援助中心型に限る）の回数が多い居宅サービス計画の届出について

初秋の候、各位におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当市の介護保険業務につきましては、多大なるご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては 9 月 19 日開催の釧路市居宅介護支援事業所集団指導の際にもご説明致しましたが、平成 30 年 10 月 1 日から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上の居宅サービス計画について、市町村への届出が必要となりますので、ご連絡いたします。

記

1. 届出期日 当該月（平成 30 年 10 月 1 日以降）に作成又は変更した居宅サービス計画について、翌月の 10 日まで

2. 届出基準

届出が義務付けられる生活援助の回数				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回以上	34 回以上	43 回以上	38 回以上	31 回以上

* 上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数を含みません。

3. 届出書類 一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型に限る）を位置付けた居宅サービス計画一式

- ①フェイスシート（基本情報）
- ②アセスメントシート
- ③第 1 表 居宅サービス計画書（1）
- ④第 2 表 居宅サービス計画書（2）
- ⑤第 3 表 週間サービス計画表
- ⑥第 4 表 サービス担当者会議の要点
- ⑦第 5 表 居宅介護支援経過
- ⑧第 6 表 サービス利用票（兼居宅サービス計画）
- ⑨第 7 表 サービス利用票別表
- ⑩課題整理総括表
- ⑪サービスごとの個別サービス計画

* ⑩については、居宅サービス計画一式に含まれるものではありませんが、ケアプラン検証のために添付願います。

* 提出書類チェックシート（別添）についても記入いただき、一緒に提出願います。

4. 地域ケア会議での検証

居宅サービス計画提出後、市が地域ケア会議での検証を地域包括支援センターへ依頼した場合は、各包括から開催の案内があります。

5. 届出先 介護高齢課介護給付担当

6. その他
- ・ 検証結果については、後日お知らせいたします。
 - ・ 給付実績により未届であることを確認した場合は、届出を求めることがあります。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

釧路市福祉部 介護高齢課介護給付担当 TEL (0154) 31-4553 FAX (0154) 32-2003
